議案第38号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例(平成11年条例第23号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年6月3日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

建築基準法の改正を踏まえ、建築物の興行場等及び特別興行場等への用途変更に係る許可申請その他の手続にかかる手数料を追加するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例(平成11年条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前(対応	する改正後の欄は	この欄の次に記載)
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(38)まで (略)	(略)	(略)
(39) 建築基準法第6条第1 項又は第18条第2項(同法 <u>第87条の2</u> において準用 する場合を含む。)の規定 に基づく建築設備の確認 の申請等に対する審査	建築設備確認申請等手数料	1の建築設備につき、建築設備を設置する場合(確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。)にあっては、18,000円、確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合にあっては、9,000円
(40)から(42)まで (略)	(略)	(略)
(43) 建築基準法第7条第1 項又は第18条第16項(同 法 <u>第87条の2</u> において準 用する場合を含む。)の規 定に基づく建築設備の完 了検査の申請等に対する 審査	建築設備完了検 査申請等手数料	1の建築設備につき 30,000円
(44) (略)	(略)	(略)
(45) 建築基準法第7条の6 第1項第1号若しくは第2 号又は第18条第24項第1 号若しくは第2号(同法 <u>第</u> 87条の2又は第88条第1 項若しくは第2項において 準用する場合を含む。)の 規定に基づく仮使用の認 定の申請に対する審査	検査済証の交付 を受ける前にお ける建築物等の 仮使用認定申請 手数料	120,000円

(46)から(54)まで (略)	(略)	(略)
(55) 建築基準法第 48 条第	用途地域におけ	<u>180,000</u> □
1項ただし書、第2項ただ	る建築等許可申	
し書,第3項ただし書,第	請手数料	
4 項ただし書, 第 5 項ただ		
し書,第6項ただし書,第		
7項ただし書、第8項ただ		
し書、第9項ただし書、第		
10 項ただし書, 第 11 項た		
だし書, 第12項ただし書,		
第 13 項ただし書又は第 14		
項ただし書(同法第87条第		
2項若しくは第3項又は第		
88 条第 2 項において準用		
する場合を含む。)の規定		
に基づく建築等の許可の		
申請に対する審査		
(56) (略)	(略)	(略)
(57) 建築基準法第 52 条第	建築物の延べ面	160, 000 P
10 項,第 11 項又は第 14 項	積の敷地面積に	
の規定に基づく建築物の	対する割合の特	
延べ面積の敷地面積に対	例許可申請手数	
<u>する割合</u> に関する特例の	料	
許可の申請に対する審査		
(58) 建築基準法 <u>第 53 条第</u>	建築物の建築面	33,000 ₽
5項第3号の規定に基づく	積の敷地面積に	
建築物の建築面積の敷地	対する割合に関	
<u>面積に対する割合</u> に関す	する制限の適用	
る制限の適用除外に係る	除外に係る許可	
許可の申請に対する審査	申請手数料	
(59)から(63)まで (略)	(略)	(略)
(<u>64)</u> 建築基準法第 59 条第	高度利用地区に	160, 000 🏻
1項第3号の規定に基づく	おける建築物の	
建築物の延べ面積の敷地	延べ面積の敷地	
面積に対する割合, 建築面	面積に対する割	
積の敷地面積に対する割	合,建築面積の敷	
合 , 建築面積又は壁面の位	地面積に対する	
置に関する特例の許可の	割合,建築面積又	

申請に対する審査	は壁面の位置の 特例許可申請手 数料	
<u>(65)</u> (略)	(略)	(略)
(66) 建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空 地を有する建築 物の延べ面積の 敷地面積に対す る割合又は各部 分の高さの特例	160,000 円
(67) 建築基準法第 68 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合,同条第 2 項の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合又は同条第 3 項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	許可申請手数料 再開発等に 事情等等に 事情等等に 事情等に 事情 がった 一種 では 要の から を でいます のの 地合 では 要の から を できる から かい かい かい かい かい かい は に 適 認 の かい かい かい かい かい できる かい	27,000 円
(68)及び(69) (略)	定申請手数料 (略)	(略)
(70) 建築基準法第68条の 4の規定に基づく建築物の 延べ面積の敷地面積に対 する割合に関する制限の 適用除外に係る認定の申 請に対する審査	建築物 対高特の整じ分区画法領の地割を応共状の定にとのを備たして画昭和300年による市100号規ににる市100号規には、100号規定は、1	27,000 円

	1	1
	をいう。以下同	
	じ。)の区域内の	
	建築物の延べ面	
	積の敷地面積に	
	対する割合に関	
	する制限の適用	
	除外に係る認定	
	申請手数料	
(71)及び(72) (略)	(略)	(略)
<u>(73)</u> 建築基準法第 68 条の	区域の特性に応	27,000円
5の5第1項の規定に基づ	じた高さ,配列及	
く建築物の <u>延べ面積の敷</u>	び形態を備えた	
地面積に対する割合又は	建築物の整備を	
同条第2項の規定に基づく	誘導する地区計	
建築物の各部分の高さに	画等の区域内の	
関する制限の適用除外に	建築物の延べ面	
係る認定の申請に対する	積の敷地面積に	
審査	対する割合又は	
д	建築物の各部分	
	の高さに関する	
	制限の適用除外	
	に係る認定申請	
	手数料	
<u>(74)</u> 建築基準法第 68 条の		27,000 円
 5 の 6 の規定に基づく建築		
物の建築面積の敷地面積		
に対する割合の特例の認	面積に対する割	
定の申請に対する審査	合の特例認定申	
, _ , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	請手数料	
<u>(75)</u> 建築基準法第 68 条の		160,000 円
 7 第 5 項の規定に基づく建	建築物の延べ面	
築物の延べ面積の敷地面		
<u>積に対する割合</u> に関する	請手数料	
特例の許可の申請に対す		
る審査		
る番食(76)から(79)まで (略)	(略)	(略)
		(略)建築物の数が1又は2である場合に

地とみなすこと等による	以上の建築物の	
制限の緩和に係る建築物	特例及び敷地内	 238,000 円に 2 を超える建築物の数
の特例の許可の申請に対	に広い空地を有	に 28,000 円を乗じて得た額を加算
する審査	する建築物の <u>延</u>	した額
	べ面積の敷地面	
	 積に対する割合	
	又は建築物の各	
	部分の高さに関	
	する特例許可申	
	請手数料	
(81) 建築基準法第 86 条第	既存建築物を前	建築物(既存建築物を除く。以下この
4項の規定に基づく一の敷	提として総合的	号において同じ。)の数が1である場
地とみなすこと等による	見地から設計し	合にあっては 238,000 円, 建築物の
制限の緩和に係る建築物	た建築物の特例	数が2以上である場合にあっては
の特例の認定の申請に対	及び敷地内に広	238,000 円に 1 を超える建築物の数
する審査	い空地を有する	に 28,000 円を乗じて得た額を加算
	建築物の延べ面	した額
	積の敷地面積に	
	対する割合又は	
	建築物の各部分	
	の高さに関する	
	特例許可申請手	
	数料	
(82)から(84)まで (略)	(略)	(略)
(85) 建築基準法第 86 条の	一団地の住宅施	27,000 P
6第2項の規定に基づく建	設に関する都市	
築物の延べ面積の敷地面	計画に基づく建	
積に対する割合, 建築面積	築物の <u>延べ面積</u>	
の敷地面積に対する割合、	の敷地面積に対	
外壁の後退距離又は高さ	する割合,建築面	
に関する制限の適用除外	積の敷地面積に	
	対する割合,外壁	
に係る認定の申請に対す	$\frac{\sqrt{1}}{2}$	
に係る認定の申請に対す る審査	の後退距離又は	
	·	
	の後退距離又は	
	の後退距離又は高さに関する制	
	の後退距離又は 高さに関する制 限の適用除外に	

(88) 建築基準法第 86 条の	既存の一の建築	27,000 円
8第3項の規定に基づく既	物について2以	
存の一の建築物について2	上の工事に分け	
以上の工事に分けて工事	て工事を行う場	
を行う場合の認定を受け	合の認定を受け	
た全体計画に関する変更	た全体計画に関	
の認定の申請に対する審	する変更認定申	
査	請手数料	
(89)から(125)まで (略)	(略)	(略)

改正後(対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)

別表第1(第2条関係)

7. 双分 1 (分 2 不因) //		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(38)まで (略)	(略)	(略)
(39) 建築基準法第6条第1 項又は第18条第2項(同法 <u>第87条の4</u> において準用 する場合を含む。)の規定 に基づく建築設備の確認 の申請等に対する審査	建築設備確認申 請等手数料	1の建築設備につき、建築設備を設置する場合(確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。)にあっては、18,000円、確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合にあっては、9,000円
(40)から(42)まで (略)	(略)	(略)
(43) 建築基準法第7条第1 項又は第18条第16項(同 法 <u>第87条の4</u> において準 用する場合を含む。)の規 定に基づく建築設備の完 了検査の申請等に対する 審査	建築設備完了検 査申請等手数料	1の建築設備につき 30,000円
(44) (略)	(略)	(略)
(45) 建築基準法第7条の第 1項第1号若しくは第2号 又は第18条第24項第1	検査済証の交付 を受ける前にお ける建築物等の	120,000円

87条の4 又は第88条第1 再若しくは第2項において	
準用する場合を含む。)の	
規定に基づく仮使用の認	
定の申請に対する審査	
(46)から(54)まで (略) (略)	(略)
(55) 建築基準法第48条第 用途地域にお	らけ <u>180,000 円。ただし、建築基準法第</u>
1項ただし書,第2項ただる建築等許可	丁申 48条第16項第1号に該当する場合
し書、第3項ただし書、第一請手数料	にあっては120,000円,同項第2号
4 項ただし書, 第 5 項ただ	<u>に該当する場合にあっては 140,000</u>
し書、第6項ただし書、第	巴
7 項ただし書, 第 8 項ただ	
し書、第9項ただし書、第	
10 項ただし書, 第 11 項た	
だし書,第12項ただし書,	
第 13 項ただし書又は第 14	
項ただし書(同法第87条第	
2項若しくは第3項又は第	
88 条第 2 項において準用	
する場合を含む。)の規定	
に基づく建築等の許可の	
申請に対する審査	
(56) (略) (略)	(略)
(57) 建築基準法第 52 条第 建築物の容積	<u>事率</u> 160,000円
10項,第11項又は第14項 の特例許可申	
の規定に基づく建築物の「手数料	
容積率に関する特例の許	
ーーー 可の申請に対する審査	
(58) 建築基準法第 53 条第 壁面線の指定	三が 33,000 円
4項の規定に基づく建築物 ある場合等に	<u> </u>
の建蔽率の特例許可の申しける建築物の	
請に対する審査 厳率の特例語	
申請手数料	
(59) 建築基準法第 53 条第 壁面線の指定	三が 33,000円
5項の規定に基づく建築物 ある場合等に	<u> </u>
の建蔽率に関する制限のしける建築物の	
適用除外に係る許可の申し蔽率に関する	

請に対する審査	限の適用除外に	
	<u>係る許可申請手</u> 数料	
(60) 建築基準法第 53 条第	公園等の内にあ	33,000 円
6 項第 3 号の規定に基づく	る建築物の建蔽	55, 000 1
建築物の建蔽率に関する	率に関する制限	
制限の適用除外に係る許	の適用除外に係	
可の申請に対する審査	る許可申請手数	
1 × 1 HIII ->-1 / D III	料	
<u>(61)から(65)まで</u> (略)	(略)	(略)
	高度利用地区に	160,000 円
1項第3号の規定に基づく	おける建築物の	
建築物の容積率,建蔽率,	容積率,建蔽率,	
建築面積又は壁面の位置	建築面積又は壁	
に関する特例の許可の申	面の位置の特例	
請に対する審査	許可申請手数料	
<u>(67)</u> (略)	(略)	(略)
<u>(68)</u> 建築基準法第 59 条の	敷地内に広い空	160,000 円
 2 第 1 項の規定に基づく建	地を有する建築	
築物の <u>容積率</u> 又は各部分	物の <u>容積率</u> 又は	
の高さに関する特例の許	各部分の高さの	
可の申請に対する審査	特例許可申請手	
	数料	
(69) 建築基準法第 68 条の	再開発等促進区	27,000 円
3第1項の規定に基づく建	又は沿道再開発	
築物の <u>容積率</u> ,同条第2項	等促進区の区域	
の規定に基づく建築物の	内の建築物の <u>容</u>	
建蔽率又は同条第3項の規	積率,建築物の建	
定に基づく建築物の高さ	<u> 蔽率</u> 又は建築物	
に関する制限の適用除外	の高さに関する	
に係る認定の申請に対す	制限の適用除外	
る審査	に係る認定申請	
	手数料	
(70)及び(71) (略)	(略)	(略)
(72) 建築基準法第68条の	建築物の <u>容積率</u>	27,000 円
4の規定に基づく建築物の	の最高限度を区	
<u>容積率</u> に関する制限の適	域の特性に応じ	
用除外に係る認定の申請	たものと公共施	

に対する審査	設の整備の状況	
	に応じたものと	
	に区分して定め	
	る地区計画等(都	
	市計画法(昭和	
	43 年法律第 100	
	号)第4条第9項	
	に規定する地区	
	計画等をいう。以	
	下同じ。)の区域	
	内の建築物の <u>容</u>	
	<u>積率</u> に関する制	
	限の適用除外に	
	係る認定申請手	
	数料	
(73)及び(74) (略)	(略)	(略)
<u>(75)</u> 建築基準法第 68 条の	区域の特性に応	27, 000 ₽
5の5第1項の規定に基づ	じた高さ,配列及	
く建築物の <u>容積率</u> 又は同	び形態を備えた	
条第2項の規定に基づく建	建築物の整備を	
築物の各部分の高さに関	誘導する地区計	
する制限の適用除外に係	画等の区域内の	
る認定の申請に対する審	建築物の <u>容積率</u>	
查	又は建築物の各	
	部分の高さに関	
	する制限の適用	
	除外に係る認定	
	申請手数料	
(76) 建築基準法第 68 条の	地区計画等の区	27, 000 ₽
5の6の規定に基づく建築	域内の建築物の	
物の建蔽率の特例の認定	建 <u>蔽率</u> の特例認	
の申請に対する審査	定申請手数料	
(77) 建築基準法第 68 条の	予定道路に係る	160, 000 🏻
7第5項の規定に基づく建	建築物の <u>容積率</u>	
築物の <u>容積率</u> に関する特	の特例許可申請	
例の許可の申請に対する	手数料	
審査		
	<u> </u>	

(82) 建築基準法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る建築物の特例の許可の申請に対する審査	一団地内に建築 される1又は2 以上の建築物の 特例及び敷地内 に広い空地を有 する建築物の する建築物の ではなりの は関する特例許	建築物の数が1又は2である場合に あっては238,000円,建築物の数が 3以上である場合にあっては 238,000円に2を超える建築物の数 に28,000円を乗じて得た額を加算 した額
(83) 建築基準法第86条第 4項の規定に基づく一の敷 地とみなすこと等による 制限の緩和に係る建築物 の特例の認定の申請に対 する審査	可申請手数料 既存建築物を前 提としていいいでは 見地からの特別 た建築物の特別 及び敷地内にする 建築物の容積率	建築物(既存建築物を除く。以下この 号において同じ。)の数が1である場 合にあっては238,000円,建築物の 数が2以上である場合にあっては 238,000円に1を超える建築物の数 に28,000円を乗じて得た額を加算 した額
<u>(84)から(86)まで</u> (略)	マは建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料 (略)	(略)
(87) 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率,建廠率,外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率,建一一一一、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
(88)及び(89) (略) (90) 建築基準法第86条の8第3項(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて	合の認定を受け	(略) 27,000円

工事を行う場合の認定を	_ する変更認定申	
, -,,, ,,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
受けた全体計画に関する	請手数料	
変更の認定の申請に対す		
る審査		
(91) <u>建築基準法第87条の</u>	既存の一の建築	27,000 円
2第1項の規定に基づく既	物について2以	
存の一の建築物について2	上の工事に分け	
以上の工事に分けて用途	て用途変更に伴	
変更に伴う工事を行う場	う工事を行う場	
合の当該2以上の工事の全	合の当該2以上	
体計画に関する認定の申	の工事の全体計	
請に対する審査	画に関する認定	
	申請手数料	
(92) 建築基準法第 87 条の	建築物の興行場	120,000 円
3第5項の規定に基づく建	等への用途変更	
築物の興行場等への用途	に係る許可申請	
変更に係る許可の申請に		
対する審査		
(93) 建築基準法第 87 条の	1年を超える建	160,000 円
3 第 6 項の規定に基づく 1	築物の特別興行	
年を超える建築物の特別	場等への用途変	
興行場等への用途変更に	更に係る許可申	
係る許可の申請に対する		
		

付 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の 日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。